

自然再生事業とは

自然再生の背景 ～失われる自然～

戦後、4割の干潟が消滅



- ・わが国に残された自然植生は、国土の19.0%に過ぎない。
- ・全国109の1級河川のうち、魚類の遡上可能距離が河川延長の8割を超える河川は9河川のみ。
- ・わが国の海岸線のうち、工作物が海岸に存在しない自然海岸は、5割以下。
- ・脊椎動物、維管束植物の4分の1～5分の1は絶滅の危機。



自然再生をめぐる経緯

平成13年 5月	小泉総理大臣所信表明 「自然と共生する社会の実現」
平成13年 7月	21世紀「環の国」づくり会議報告 「自然再生型公共事業」を提唱
平成13年12月	総合規制改革会議第一次答申 多様な主体の参画による「自然再生事業」
平成14年 3月	新・生物多様性国家戦略策定 「自然再生」を施策の柱の一つ
平成14年12月	自然再生推進法の制定



新・生物多様性国家戦略における 自然再生事業

自然再生事業は、人為的改変により損なわれる環境と同種のもをその近くに創出する代償措置ではなく、過去に失われた自然を積極的に取り戻すことを通じて生態系の健全性を回復することを直接の目的とする。

(例)

直線化された河川を再蛇行化すること等による湿原の再生
産廃処理施設の集積により失われた雑木林の再生
埋立地を渡り鳥の飛来する干潟に再生
大都市内で大規模な森を創出し生態系をネットワーク化

自然再生事業の進め方

～ 新・生物多様性国家戦略 ～

科学的データを基礎とする丁寧な実施

事前に十分な調査を行い、事業着手後も常にモニタリングし、その結果に科学的評価を加えて、事業内容を修正する順応的な方法を採用。

自然再生の主役は、自然の持つ復元力であり、人の手は補助的に加えるもの。

地域の自然資源や伝統的な手法の活用、人力による労働集約的な作業など、きめ細かな丁寧な手法による実施。

自然再生事業の進め方

～ 新・生物多様性国家戦略 ～

多様な主体の参画と連携

目標の設定・役割分担の調整や共同事業の実施など関係省庁が連携。

調査計画段階から事業実施、完了後の維持管理に至るまで、地方公共団体、専門家、NPO等多様な主体が参画できる仕組みづくりが重要。

科学的・社会的情報を共有し、地域住民、NPO等を含む関係者間での合意形成により再生目標を設定。

自然再生推進法

目的

・自然再生を総合的に推進し、生物多様性の確保を通じて自然と共生する社会の実現を図り、あわせて地球環境の保全に寄与。

この法律の特徴

自然再生事業を、NPOや専門家を始めとする地域の多様な主体の参画と創意により、地域主導のボトムアップ型で進める新たな事業として位置づけ、その基本理念、枠組み、具体的手法等を明らかにするもの。

自然再生推進法に基づく自然再生事業実施の流れ

